

第4章 教育課題への取組

1. いじめ問題

(1) 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、平成25年度から「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義された。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 豊島区いじめ問題対策委員会

① 目的

- ア 豊島区いじめ防止対策推進条例第11条の規定に基づき、区は基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、豊島区教育委員会の附属機関として豊島区いじめ問題対策委員会を置く。
- イ 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- ウ 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときには、教育委員会に意見を述べることができる。

② 構成

- ・委員 10人以内をもって組織
(学識経験者、小・中学校長代表、保護者代表、区民、子どもの権利擁護委員)
- ・任期 2年

③ 実績（令和6年度）

令和4年度に「いじめ防止取組連携推進【デジタル版】」、令和5年度に「いじめ防止に向けた関係機関との連携」、令和6年度に「豊島区いじめ対応フローチャート」、「気付き発見メモ」を作成した。

□ 令和4年度作成資料



□ 令和5年度作成資料

令和6年〇月版

【豊島区立●●学校】いじめ防止に向けた関係機関との連携

●児童生徒へのアンケート ★アンケート結果を受け、必要に応じて実施

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	●心のケア いじめ対応方針の周知	i-check	ふれあい	●実施調査		●心のケア	i-check	ふれあい	●実施調査	●心のケア		●実施調査
	児童・生徒理解、家庭との情報共有											
	いじめに関する授業【児童・生徒対象】（年間3回以上）											
	いじめ防止基本方針に基づくPDCAサイクルの実施、方針の修正（随時）											
	いじめに関する研修【教職員対象】（年間3回以上）											
	いじめ対策委員会（定期開催及び必要時）											
SC	★面談			★面談		★面談			★面談	★面談		★面談
	面談【児童・生徒、保護者、教職員対象】（週1回）											
全員面接【小5,中1】												
SSW ●●さん	写真			学校訪問時の児童・生徒観察と情報共有（週1回）								
				個別の相談対応								
教育センター	児童・生徒が抱える困難さに対する相談【児童・生徒、保護者対象】											
スクールロイヤー	学校訪問・情報共有											
				いじめに関する出前授業								
子どもの権利擁護委員	いじめに関する出前授業（子供の権利条例の授業） 権利擁護委員による調整活動の啓発											
				いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）								
				子ども・保護者・学校・関係機関からの相談やアウトリーチでの個別ケースへの対応								
				ジャンプ訪問時の相談（月1回）								
●●警察署 ☎()0110	写真			交通安全運動、交通教室・セーフティ教室・薬物乱用防止教室、避難訓練								
スクールサポーター ●●●●さん				地域の見回り、個別の相談対応								
				定期的な学校訪問による状況確認と情報共有								
				いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）								
民生児童委員 主任児童委員 ●●●●さん	写真			地域の見回り、相談・家庭へのサポート								
				学校運営協議会委員会への出席（定期開催）								
				いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）								
子ども家庭支援センター	子育てに関するあらゆる相談、児童・生徒本人からの相談											
スキップ●● 小学校対象 ●●●●所長	写真			職員夕会への参加と学校との情報共有								
				スキップ利用時の相談								
ジャンプ●● 中学校対象 ●●●●所長	写真			ジャンプ利用時の相談								
				情報共有								
アシスとしま	タブレットを活用したオンライン相談											
保護者・PTA	登下校の見回り・あいさつ運動											
				学校参観・行事への参加								
学校対象	児童生徒・保護者対象			学校・児童生徒・保護者対象								

☐ 令和 6 年度作成資料



案	□学年主任→□生活指導主任→□管理職
----------	--------------------

気付き発見メモ (被害を受けた)	月	日 ()	:	
	年	組		
受付者				

気付きのきっかけ

□見た(場所:)

□訴えや相談を受けた

□【本人 □保護者 □友達 () □その他 ()】

□情報が入った(校内)

□【養護教諭から □SC から □その他 ()】

訴えや相談の方法

□直接 □電話 □連絡帳 □その他 ()

概要

いつまたはいつから: _____

誰から: _____

何をされた: _____

発見時の対応: _____

今後の対応予定: _____

□保護者への連絡 (連絡者: _____ 連絡日 / _____ : _____)

次回の保護者への連絡 (連絡者: _____ 予定日 / _____ : _____)

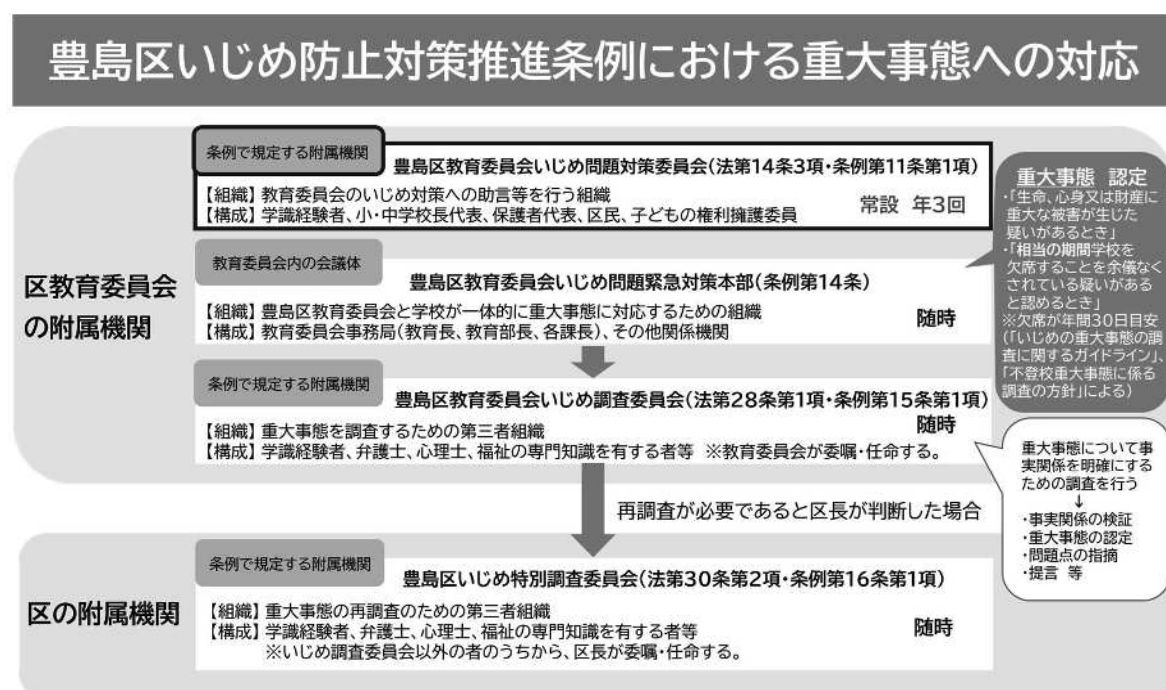
例	□学年主任→□生活指導主任→□管理職
気付き発見メモ	9月17日() 8:25
(被害を受けた)	○年 ○組 △△
気付きのきっかけ	起案のルートです。 学校の状況に合わせ て変更ください。 些細なことでも共有 する。
□見た(場所: □訴えや相談を受けた 【□本人 □保護者 □情報が入った 【□養護教諭から □SC から □その他()】	受付者 の他()
訴えや相談の方法	
□直接 □電話 □連絡帳 □その他(児童を送ってきたとき)	
概要	
いつまたはいつから：二学期が始まったころと休む時間に 誰から：○○さんと□□さん 何をされた：無視されたり、仲間外れ すると、邪魔をしてくる	
被害を受けた子どもが「今 後どうしたいか」聞き取る	
発見時の対応：9月17日の昼休みに△△さんから聞き取りをした。	
過去	過去の記述無し)
今後の	□さんに個別に聞き取りをする。
9/18	指導の進捗を伝える。の保護者に状況を報告する。
□保護者への連絡(連絡者：担任●●●●連絡日●/● 14:00)	
次回の保護者への連絡(連絡者：担任●●●●予定日●/● 14:00)	

④ 令和7年度の計画

テーマ「いじめの未然防止に向けた提言～豊島区の課題を踏まえた学校の対応力の向上～」

回	時 期	内 容
第1回	令和7年7月	○令和6年度の豊島区はいじめ問題の現状について ○令和7年度のテーマについて
第2回	令和7年10月	○1学期はいじめ問題の現状について ○未然防止における学校の一丸となった組織対応について
第3回	令和8年1月	○2学期はいじめ問題の現状について ○(案)学校の一丸となった組織対応力を高められる取組について

(3) いじめ重大事態への対応



2. 不登校対策

(1) 学校内外における「居場所」づくり

① 概要

- ・互いを認め合う雰囲気の醸成（交流及び共同学習、道徳教育の推進）
- ・タブレットを活用した授業（児童生徒自身が自分の考えや意見を発表しやすい授業の展開）
- ・学校と学校外の教育施設との情報共有（学校内外での指導の統一）
- ・児童生徒の話を聞く環境整備（保健室や相談室など）
- ・児童生徒の状況に応じた施設の設置（校内教育支援センター・登校支援学級・適応指導教室）

② 実績

- ・年度当初にエンカウンターや学年でのレクリエーションを行い、安心できる関係づくりを構築
- ・タブレットを活用したグループ作業や個人の考えの共有により、多くの児童生徒の意見が生かされる授業を展開
- ・適応指導教室（柚子の木教室）へ通室する児童生徒の様子を在籍校と共有
- ・学期始めの心のケアアンケートや、個別の相談を随時設定
- ・状況に応じた施設を設置することによる、通常級以外に過ごせる場所・学べる環境の確保、体験活動の充実に貢献

③ 「不登校」の定義

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」においては、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、特定の子どもに特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子どもにも起こりうることとして捉え、関係者は不登校の状況になった児童生徒への理解を深める必要がある。同時に、不登校が継続することは、本人の進路や社会的な自立のために望ましいものではなく、学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもって、不登校児童生徒に寄り添うことで、児童生徒の自己肯定感を高めていくことが求められる。

(2) 校内教育支援センター

① 概要

学校には行けるが自分のクラスには入れないときや、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる、学校内の教室等を活用した部屋のこと。

教員免許や不登校生徒対応経験をもつ支援員が、生徒一人ひとりの状況に応じて学習支援や自立支援を行う他、巡回教員による生徒の支援も行う。また、学校と直接連絡を取れない生徒や保護者に対して、家庭訪問や電話連絡などを行い、校内教育支援センターへの登校を促す。

② 設置数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

全区立中学校（8 校）に設置し、各校に 1 人支援員を配置。

※令和 6 年度は中学校 3 校（駒込中学校、池袋中学校、西池袋中学校）に設置

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）

① 概要

学校において児童生徒の福祉に関する支援に従事する、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）（学校教育法施行規則第 65 条の 4）を活用し、不登校やいじめ、また、様々な福祉的課題に対し、各学校の教職員や福祉関係諸機関と連携し、教育と社会福祉の専門的な知識や援助技術を用いて、児童生徒とその保護者を対象に、問題の早期発見・支援を図る。

SSW は、チーム学校の一員として各小・中学校を毎週巡回し、不登校等の課題の早期発見・初期対応・予防に関する見立てやアドバイスを行うと共に、長期支援が必要とされるケースについては、SSW が家庭や関係機関とつながり、直接支援を行う。

ア 生活上の課題がある場合

- ・不登校、いじめ、暴力行為等の背景に家庭環境等の福祉的課題が疑われる。
- ・長期欠席状態で児童生徒、保護者との連絡が難しい。
- ・学校による指導とスクールカウンセラーによる支援のみでは改善が難しい。

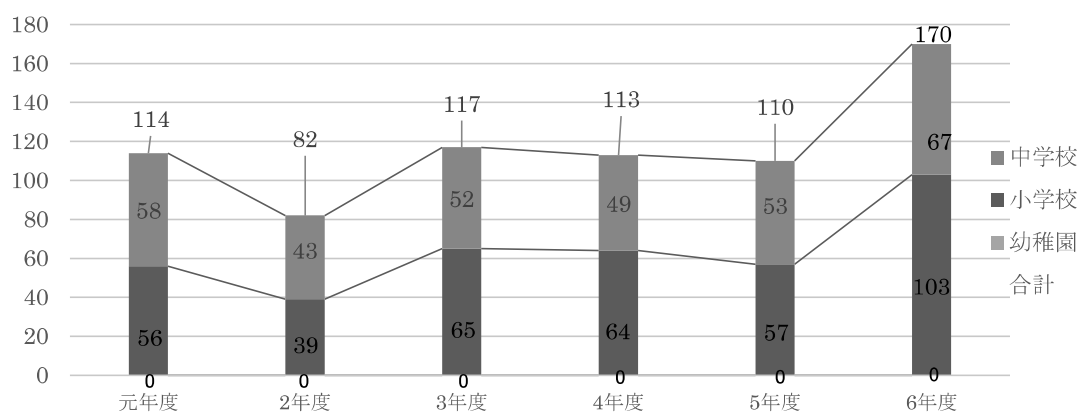
イ 社会福祉上の課題がある場合

- ・ヤングケアラー、ネグレクト、虐待等が疑われる。
- ・生活困窮、疾病等、福祉支援が必要とされる。

※【直接支援】各学校から依頼を受けた個別案件について、SSW が学校と家庭の間に入り、不登校等の課題に対して長期的・直接的な支援を行う手法。

② 実績

□ 【直接支援】件数とその推移



□ 【直接支援】ケースの主訴・要因別件数

主訴	登校渋り・不登校・	虐待	いじめ・暴力・非行	友人・教職員との関係	貧困	心身の健康・保健	性格行動	発達等	自殺・自傷	家庭環境	その他	合計
小学校	57	3	2	1	0	1	15	0	23	1	103	
中学校	54	0	1	0	0	2	5	0	5	0	67	
合 計	111	3	3	1	0	3	20	0	28	1	170	

(注) ヤングケアラーは家庭環境に含む

□ 【巡回型支援】について

巡回型支援では、SSW が各学校へ週 1 回、1 回 3 時間以上かつ年間 35 週以上 (延べ 1, 237 回) 巡回し、授業観察等を通して児童生徒の課題を早期発見し、各学校に対して初期対応予防に関する見立てやアドバイスを行った。

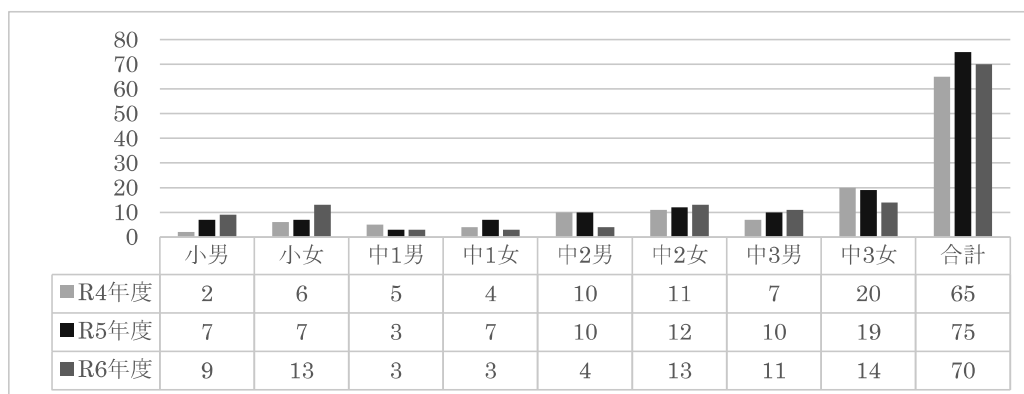
(4) 適応指導教室 (柚子の木教室)

① 概要

心理的要因等により長期間登校できない児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する。

② 実績

□ 適応指導教室学年別在籍人数



(注) 転出等による途中退籍者を含む。

□ ソーシャルスキルトレーニングの実施状況

実施回数	全 39 回 （令和 6 年 4 月 10 日～令和 7 年 3 月 19 日）	
参加人数	延べ 139 名（小学 4 年生～中学 3 年生）	
主なスキルの内容	・会話に加わる ・質問して会話を続ける ・自己開示 ・頼みごとを断る ・きもっちさん（気持ちを紙面に視覚化したもの） ・苦情を言う	
児童生徒の主な感想	・とても楽しかった。いい時間を過ごせた。スキルが使いやすい。 ・自分自身気持ちを『プラス』『マイナス』に分けることが多く自分の中で白黒つけることが多いことに気が付いた。 ・初めての参加でどんなことをするか心配だったが、参加できてよかった。 ・自分の気持ちを考えるのが難しかった。 ・助けてもらいたいことを人に伝える時に落ち着いて言えると伝わるのが分かった。 ・色々な人の話を聞けて良かった。 ・聞き上手になれるようこういうところを意識して自分もやっていこうと思った。 ・知りたいことについて質問できるようになった。 ・SST の全体を通して、人と話すことは難しいが相手と話して色々な事を知れたりする経験ができることが分かった。	

(5) 登校支援学級（チャレンジクラス）「スリジエ」

① 概要

西池袋中学校に設置された登校支援学級（チャレンジクラス）「スリジエ」は、通常の学級とは別の教室で、少人数指導や個別指導など支援を充実させることで「学校で学習を頑張りたい」という生徒の気持ちに応えていくことを目指す学級のこと。

- ・ゆとりある生活時程、少人数の環境の中で、生徒の状況に合わせた授業を実施する。
- ・体験的な学習や行事等を通し、生徒の主体性を大切に、チャレンジする意欲を育む。
- ・定期的に本人や保護者と面談しながら個別の支援計画を立てる。スクールカウンセラー、SSW にも相談できる。

② 実績

□生徒数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

3 学年入級者数 12 人

※昨年度は実績なし

(6) 不登校対策スーパーバイザー

① 概要

不登校対策について豊富な経験を持つ人材を登用し、研修会や学校訪問などで直接指導助言を行うことで、教職員の資質・能力の向上を図り、不登校傾向の児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援を強化する。令和7年度より任用。

② 実績

□活動内容

- ・ チャレンジクラスへの指導助言
- ・ 本区の不登校対策への指導及び助言
- ・ 不登校対応巡回教員、不登校対策支援員への指導及び助言
- ・ 校長、教員研修会等の講師
- ・ 保護者講演会の講師

※昨年度は実績なし

3. 特別支援教育

(1) 特別支援教育推進計画

① 目的

国や都の動向を踏まえ、豊島区のすべての子どもたちが、障害の有無にかかわらず、共に支え合い、成長することができるようにする教育の充実を図るため、本計画を策定した。

② 概要

ア 計画の目標

誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成

イ 計画の柱

- ・柱1 インクルーシブな教育の推進

授業のユニバーサルデザイン化や交流及び共同学習を充実させる。

- ・柱2 就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進

保護者や地域、関係機関等と連携した一人ひとりの個に応じた支援を推進させる。

ウ 計画の体系と6つの推進プラン

推進プラン1 相談事業の充実	(1) 教育相談の一層の充実 (2) 就学相談及び利用判定委員会・就学相談委員会の充実
推進プラン2 特別支援教育の校内 支援体制の充実	(1) 校内委員会の充実 (2) 特別支援教育巡回相談による学校等支援の充実 (3) 学級運営補助員等の配置と活用
推進プラン3 交流及び共同学習の推進	(1) 意義やねらい等についての理解促進 (2) 取組の充実 (3) 多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実
推進プラン4 支援が必要な児童生徒等 への指導の充実	(1) 全教職員の特別支援教育の視点を踏まえた指導改善 (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上 (3) 特別支援教室の巡回指導教職員特別支援教室専門員の専門性の向上 (4) 特別支援学級教職員の専門性の向上
推進プラン5 多様な教育環境の整備	(1) 共通する取組 (2) 特別支援教室の充実 (3) 特別支援学級(知的障害)の充実 (4) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実 (5) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実 (6) 医療的ケア児への支援の充実
推進プラン6 地域や関係機関と連携 した切れ目のない支援 の推進	(1) 幼児教育センターの設置 (2) 千川中学校新校舎での連携 (3) 相談・支援機関等との連携 (4) 保護者や地域に対する理解啓発 (5) 学校卒業後の支援

(2) 就学相談

① 概要

就学相談とは、さまざまな発達の違いや行動に課題がある児童生徒の適切な教育環境を相談員と一緒に考えていく相談の場である。専門員が、児童生徒の様子について、さまざまな検査や観察、また現在利用されている施設等の資料を参考に把握し、教育支援を提案する仕組みとなっている。最終的には提案をうけて、学校と保護者・児童生徒との合意形成を図り、教育支援を決定していく場となっている。

② 実績

□就学相談件数及び就学先の状況

(令和6年度)

区 分	相 談 件 数	国・都立特別支援学校					特 別 支 援 学 級	通常 の 学 級 (含 通 級 ・ 特 別 支 援 教 室)	そ の 他
		視 覚	聴 覚	知 的	肢 体	病 弱			
就 学 相 談 ・ 小 学 校	168	0	0	19	4	0	32	92	21
就 学 相 談 ・ 中 学 校	93	0	0	1	0	0	35	42	15
転 学 相 談 ・ 小 学 校	65	0	0	1	1	0	19	39	5
転 学 相 談 ・ 中 学 校	9	0	0	0	0	1	3	3	2
特 別 支 援 教 室	127	0	0	0	0	0	0	127	0
そ の 他 の 相 談 (※)	25								
合 計	487	0	0	21	5	1	89	303	43

(※) 事前・事後相談、継続相談のこと。

(3) 特別支援学級

【特別支援学級（知的障害者）】

① 概要

知的発達がゆっくりで、他人とのやり取りや日常生活に一部介助が必要であったり、社会生活への適用が難しかったりする児童生徒を対象とした学級で、一人ひとりの状況に応じた学習を行う。また個に応じて、通常の学級における交流や共同学習も行っている。

② 実績

□小学校（学級数、児童数）の状況（固定学級）

(令和7年4月7日現在)

校 名	学級 数	在 籍 児 童 数						
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
西 巢 鴨 小 学 校 (たけのこ学級)	5	8	7	4	3	5	6	33
朋 有 小 学 校 (竹の子学級)	4	9	5	0	4	6	6	30

池袋第三小学校（あゆみ学級）	4	7	1	7	6	4	1	26
長崎小学校（五組）	3	3	2	9	5	2	2	23
要小学校（すずかけ学級）	3	5	4	2	4	1	2	18
合 計	19	32	19	22	22	18	17	130

□中学校（学級数、生徒数）の状況（固定学級）（令和7年4月7日現在）

校 名	学級数	在 籍 生 徒 数			
		1 年	2 年	3 年	計
巣鴨北中学校（6組）	4	9	6	15	30
西巣鴨中学校（4組）	3	7	4	6	17
西池袋中学校（6組）	5	15	7	12	34
千川中学校	0	休 学 級			
合 計	12	31	17	33	81

【特別支援学級（知的障害者）連合行事「まとめ展」の開催】

① 概要

特別支援教育啓発の場として、区立小・中学校の特別支援学級が連合し、一年間の学習の総まとめと、学級間の交流を行っている。

② 実績

□日程・会場

	令和6年度	令和7年度（予定）
舞台	朋有小学校 令和7年2月15日 西池袋中学校 令和7年2月15日 巣鴨北中学校 令和7年1月25日	巣鴨北中ブロック 巣鴨北中学校 令和8年1月24日 西巣鴨中ブロック 朋有小学校 令和8年2月14日 西池袋中ブロック 池袋第三小学校 令和8年2月21日
展示	会場：各校 日程：小学校 令和6年10月～ 令和7年2月のうち任意の日程 中学校 令和7年3月8日	会場：各校 日程：未定

【特別支援学級（自閉症者・情緒障害者）】

① 概要

知的発達には遅れがなく、自閉症や情緒障害の症状があり、意思疎通や対人関係の形成が困難である児童生徒を対象とした学級で、個に応じて通常の学級との交流や共同学習も行っている。

② 実績

□小学校（学級数、児童数）の状況（固定学級）

（令和7年4月7日現在）

校 名	学級数	在籍児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
南池袋小学校（けやき学級）	1		1	1	0	2	2	6
池袋第一小学校（かしわ学級）	1		0	0	1	2	1	4
合 計	2		1	1	1	4	3	10

□中学校（学級数、生徒数）の状況（固定学級）

（令和7年4月7日現在）

校 名	学級数	在籍生徒数			
		1年	2年	3年	計
池袋中学校（E組）	1	4	3	3	10

【通級指導学級（聴覚障害者）】

① 概要

知的発達には遅れがなく、聴覚に障害のある通常の学級在籍児童を対象として、通級により児童一人ひとりの実態に即した聴覚活用の学習を行う。音声を正しく理解し、正しく発音することができるよう、指導を行う。

② 実績

□小学校（学級数、児童数）の状況

（令和7年4月7日現在）

校 名	学級数	通 級 児 童 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
池袋小学校 （きこえの学級）	1	1	2	0	0	1	0	4

【通級指導学級（言語障害者）】

① 概要

知的発達には遅れがなく、言語に障害のある通常の学級在籍児童を対象として、通級によりそれぞれの児童の実態に即した指導を行う。言語能力を高めることを目的とした指導を行う。

② 実績

□小学校（学級数、児童数）の状況

（令和7年4月7日現在）

校 名	学級数	通 級 児 童 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
池袋小学校 （ことばの学級）	4	9	12	15	7	12	8	63

(4) 特別支援教室

① 概要

知的発達には遅れがなく、発達障害の傾向を持っている等、通常学級に在籍しながら教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童生徒を対象とする教室である。すべての小・中学校に特別支援教室が設置されており、専門の教員が拠点校から出向いて指導を行う。

② 実績

□小学校（22 校）の状況

（令和 7 年 4 月 7 日現在）

拠点校	巡回校	特別支援教室利用児童数						
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
朝日小学校 特別支援教室「ひいらぎ」	仰高小学校 駒込小学校 清和小学校	8	12	16	13	22	10	81
南池袋小学校 特別支援教室「くわのみ」	巣鴨小学校 朋有小学校 豊成小学校	13	16	14	13	16	13	85
目白小学校 特別支援教室「あおぞら」	池袋第三小学校 高南小学校	8	10	18	8	15	18	77
長崎小学校 特別支援教室「ひまわり」	椎名町小学校 富士見台小学校	10	19	5	13	9	4	60
千早小学校 特別支援教室「あすなろ」	要小学校 高松小学校 さくら小学校	9	16	21	6	17	8	77
池袋本町小学校 特別支援教室「たんぽぽ」	池袋第一小学校 池袋小学校 西巣鴨小学校	13	12	11	15	15	11	77
合 計		61	85	85	68	94	64	457

□中学校（8 校）の状況

（令和 7 年 4 月 7 日現在）

拠点校	巡回校	特別支援教室利用生徒数			
		1 年	2 年	3 年	計
巣鴨北中学校 「S-room」	駒込中学校 西巣鴨中学校 千登世橋中学校	23	20	15	58
千川中学校 「S-room」	池袋中学校 西池袋中学校 明豊中学校	16	24	28	68
合 計		39	44	43	126

(5) 特別支援教育指導員の配置

① 概要

特別支援学級の教育の充実と円滑な運営を図るため、特別支援教育指導員を配置している。
特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常級にも配置している。

② 実績

□令和 7 年度配置状況

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

区 分	配置学校数	配置人員
小 学 校	9	19
中 学 校	4	5

(6) 特別支援教育就学奨励費

① 概要

ア 目的

特別支援学級への就学の特殊性に鑑み、必要な援助を行うとともに、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。

イ 根拠法令等

特別支援学校への就学奨励に関する法律、豊島区特別支援教育就学奨励費支給要綱等

ウ 支給費目

学校給食費（※）、通学費（本人交通費）、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費、修学旅行費（中学 3 年生のみ）、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小学 1 年生・中学 1 年生のみ）

※ 学校給食費について

区立小中学校の給食費への公費補助事業の実施に伴い、令和 5 年 9 月以降、当該小中学校に在籍する児童生徒については、支給費目対象外。

区立以外の小・中学校在籍者については、保護者の負担する実費相当額を支給。

エ 対象

区内在住で、区立小・中学校の特別支援学級（通級学級を含む）に在籍する児童生徒の保護者、または学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する障害のある通常学級に在籍する児童生徒の保護者

オ 申請方法

豊島区教育委員会学務課窓口または郵送で申請書を提出（電子申請も可能）。申請書は、毎年 4 月上旬に豊島区立小・中学校の特別支援学級及び通級学級を通じて配布。豊島区立以外の学校に通う児童生徒の保護者には、学務課窓口で配布。区ホームページからダウンロードも可能。

② 実績

□ 特別支援教育就学奨励費補助状況（国庫補助率 1/2）

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
小学校	支給人員(人)	28	29	27	34	30
	支給額(円)	908,623	994,223	917,529	457,289	418,585
	一人当たり支給額(円)	32,451	34,284	33,983	7,751	6,751
	国庫補助額(円)	454,000	497,000	458,000	228,000	210,000
中学校	支給人員(人)	17	20	20	37	29
	支給額(円)	775,784	820,409	569,314	1,002,044	609,690
	一人当たり支給額(円)	45,634	41,020	28,466	24,440	16,044
	国庫補助額(円)	388,000	385,000	287,000	501,000	304,000

4. 日本語指導

(1) 概要

日本語学級及び日本語指導教室は、区立小・中学校長から要請のあった海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対し、日本語指導と教育相談を行い学校生活に適応できるようにすることを目的とする。

また、区立幼稚園、小・中学校に在籍する園児、児童生徒及びその保護者に対し、学校からの要請に応じて、日本語初期指導（通訳）を行う。学校生活への適応・円滑な事務連絡・保護者会での支援等を目的とする。

(2) 実績等

① 設置状況

☐ 日本語学級（通級）

（令和6年5月1日現在）

校 名	学級数	児童数
豊 成 小 学 校	1 学級	14 人
池 袋 小 学 校	2 学級	37 人
合 計	3 学級	51 人

☐ 日本語指導教室

（令和7年3月31日現在）

設置場所	児童数	生徒数
教 育 セ ン タ ー	35 人	18 人

☐ 日本語初期指導（通訳）

（令和7年3月31日現在）

通訳派遣元	通訳対象者数
教 育 セ ン タ ー	97 人

② 母語別・国別・言語別児童数

☐ 豊成小学校（1学級） ※母語別

（令和6年5月1日現在）（人）

年 度	母 語									計
	中国語	ネパール語	英語	カボグ語	ベトナム語	フランス語	ベンガル語	ミャンマー語	その他	
令和2	15	1	1	1	3	0	1	1	0	23
3	8	0	0	1	2	1	1	1	0	14
4	11	0	1	1	1	0	2	1	0	17
5	10	1	1	1	3	0	0	1	0	17
6	10	2	0	1	1	0	0	0	0	14

□ 池袋小学校（2学級） ※母語別

（令和6年5月1日現在）（人）

年 度	母 語									
	中国語	ネパール語	英語	カダロ語	ベトナム語	フランス語	ベンガル語	ミャンマー語	その他	計
令和2	39	0	3	0	0	0	0	0	4	46
3	34	6	3	0	0	0	1	0	4	48
4	28	9	3	0	1	0	0	1	5	47
5	20	8	2	0	1	0	0	0	4	35
6	21	7	4	0	0	0	0	1	4	37

□ 日本語指導教室 ※国別

（令和7年3月31日現在）（人）

年 度	出 身 国									
	中国	フィリピン	ウクライナ	ネパール	南アフリカ	フランス	コロンビア	ベトナム	その他	計
令和2	19	2	0	4	0	0	1	1	5	32
3	5	1	0	5	0	0	0	1	2	14
4	12	1	1	18	1	1	0	0	0	34
5	22	0	1	7	1	1	1	1	2	36
6	28	2	0	8	1	0	0	0	14	53

□ 日本語初期指導（通訳） ※言語別

（令和7年3月31日現在）（人）

年 度	対応言語										
	中国語	英語	韓国語	ネパール語	ベトナム語	ウズベク語	フランス語	タイ語	ロシア語	ミャンマー語	計
令和2	41	12	0	8	3	0	0	0	0	0	64
3	22	9	0	10	1	0	0	0	0	0	42
4	39	21	0	26	3	2	1	0	0	0	92
5	44	10	0	16	2	2	0	2	2	0	78
6	63	13	1	13	3	0	0	1	1	2	97